

ノラネコに関するQ&A

NO	Question	Answer
1	<p>奄美大島に何頭のノラネコが生息していますか？</p>	<p>5市町村で簡易的な調査を行った結果、平成27年度において約5,000頭～10,000頭と推定しています。 令和元年度より、各市町村の重点地区となっている集落を優先的に、本格的にモニタリングを実施しています。 今後は、奄美大島全域にモニタリングを実施していく予定です。 (重点地区については、ホームページにて奄美大島におけるノネコ管理計画ロードマップを参照ください。)</p>
2	<p>奄美大島でTNRは行っていますか？</p>	<p>平成25年度以降、奄美大島5市町村の各自治体で行っています。 令和元年度からは奄美大島5市町村統一で、モニタリングも含め実施をしています。</p> <p>※「TNR」 ノラネコを捕獲し、不妊又は去勢手術を行ない、元の場所へ戻す活動。ノラネコがこれ以上繁殖せず、長い期間をかけて総数を減らしていくことが目的。また、ケンカや繁殖時の鳴き声等も減ることも期待される。</p>
3	<p>奄美大島はノラネコを駆除していると聞きましたが、本当ですか。</p>	<p>奄美大島では、ノラネコの駆除は行っていません。捕獲したノラネコは、TNRを行っています。 また、飼い猫の不妊又は去勢手術及びマイクロチップの装着費用の一部助成を行っています。(各市町村にお住まいで、税金の滞納がない方に限る) 詳しくは各市町村へお問い合わせしていただくか、各市町村のホームページをご覧ください。</p>
4	<p>公衆衛生の問題で困っていても、ノラネコは手術後また元の場所に戻すと聞きましたが、なぜですか。</p>	<p>行政で、ノラネコの引き取りは、原則、行っておりません。 また、ノラネコを捕獲し、不妊又は去勢手術後、捕獲場所以外の場所へ放すことは「動物の愛護及び管理に関する法律」の「遺棄」に当たるおそれがあることから、元の場所へ戻しています。</p> <p>※「遺棄」 危険な場所に連れて行って置き去りにすること、捨てること。また、場所自体に危険性のある場所でないとしても、その動物がその環境において自活できないと思われる場所に置き去りにし、あるいは捨てることは、その動物を「遺棄」したことになる。 (参照:「動物愛護法入門」 発行 民事法研究会)</p>
5	<p>奄美大島では、「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」によりノラネコへの餌やりを禁止していると聞きましたが本当ですか。</p>	<p>奄美大島5市町村では「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」において「飼い猫以外へのみだりな餌やりをしてはいけない」と定めております。 これは、みだりに餌やりを行うことが、ノラネコの個体数の増加、近隣の方への公衆衛生被害の原因につながると考えるからです。</p>
6	<p>みだりな餌やりとは何ですか。</p>	<p>みだりな餌やりとは、飼い猫以外のネコに自分勝手に餌を与えることで、ノラネコの数が増え、近隣住民への公衆衛生上の問題を引き起こす原因になることと考えています。</p>

7	奄美大島ではどのような猫を飼い猫、ノラネコというのですか。	飼い猫は、条例により飼い主が所有し、又は飼養及び管理しているネコと定義しています。それ以外に関しては、飼い猫ではないネコとして解釈しています。 また、集落や市街地等の人が住んでいる場所付近にいる飼い主がいない猫をノラネコとして認識しています。
8	保護猫やノラネコに関する助成金はありますか。	保護猫やノラネコに関しては、行政で助成は行っていません。 ノラネコに関しては、TNRを行っていますので、お住まいの各市町村へご相談ください。
9	行政でノラネコの引き取りは行っていますか。	ノラネコの引取りは原則行っておりません。
10	ネコを飼いたいのですが、奄美大島では、ノラネコの譲渡事業を行っているのですか。	行政としてノラネコの譲渡事業は行っていません。 島内のボランティアの方々と譲渡を行っている方がいます。 猫を飼いたいと希望される方は、下記へお問い合わせください。 ●奄美猫部 https://www.amami-nekobu.com ●奄美いんまや動物病院 https://inmayaanimalhospital.amamin.jp ●ゆいの島動物病院 病院の入り口等へ案内が掲載している場合があります。 直接確認をしに行くようお願いします。
11	家の庭にノラネコが糞尿をして困っています。行政で何か対策をしてくれませんか。	私有地等に関しては、行政として対策を行うということはありません。 対策は、各私有地の所有者の方自身で行っていただくようお願いしています。 ノラネコの糞尿対策としては、 ①ネコにトイレをされたら臭いをしっかり消す しっかり臭いを消さないとまたされてしまう原因となることもあります。 ②嫌いな臭いをまく ・木酢液 ・柑橘系の皮か香り ・忌避剤 ・食用酢 ・ハーブなどの臭いの強い植物を植える ③その他 市販の超音波忌避装置など が効果的と言われてはいますが、ノラネコによって効かないことやだんだんと効きが悪くなることもあります。 根気強く対策を行っていただくと助かります。 また、長期的にノラネコを減らすためTNR事業を行っています。ノラネコが増えているなど感じましたら、お住まいの各市町村へご相談ください。 ご協力をお願いします。

12	ノラネコを譲渡しない理由はなぜですか。	<p>奄美大島ねこ対策協議会は、ノネコに関する事業を対象としているため、ノラネコの譲渡は行っていません。 ノラネコの譲渡事業に関しては、鹿児島県や島内のボランティアの方々が譲渡を行っています。 猫を飼いたいと希望される方は、下記へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">●奄美猫部 https://www.amami-nekobu.com●奄美いんまや動物病院 https://inmayaanimalhospital.amamin.jp●ゆいの島動物病院 病院の入り口等へ案内が掲載している場合があります。直接確認をしに行くようお願いします。
----	---------------------	--

飼い猫に関するQ&A

No	Question	Answer
1	奄美大島で猫を飼うために必ずしなければならないことは何ですか。	<p>奄美大島でネコを飼うためには、条例に基づき必ず次の3つのことを行う必要があります。</p> <p>①飼い猫登録(登録費用 ¥500)各市町村役場で行います。 ②不妊又は去勢手術(やむを得ず屋外に出す場合は義務) ③マイクロチップの装着</p> <p>※手術及びマイクロチップの装着において各市町村で費用の助成制度があります。お住まいの各市町村へお問い合わせください。</p>
2	行政で飼い猫の引き取りは行っていますか。	<p>飼い猫の場合は、やむを得ない事情により保健所が引取りを行うことはありますが、飼い主には終生飼養の責務があることから、原則引取りは行っていません。</p> <p>もし飼うことが困難になった場合は、まずは、新しく飼える方を自身で探すようにお願いします。</p> <p>また、これから飼われることを考えている方は、最後まで責任を持って飼うことができること、何かあった場合に頼める方がいること等をしっかり考えてから飼うようにお願いします。</p>
3	飼い猫に関する助成金等がありますか。	<p>奄美大島では、飼い猫の不妊又は去勢手術及びマイクロチップの装着費用の一部助成を行っています。(各市町村にお住まいで、税金の滞納がない方に限る)</p> <p>詳しくは各市町村へお問い合わせしていただくか、各市町村のホームページをご覧ください。</p>
4	奄美大島では、飼い猫の飼育頭数は決まっていますか。	<p>飼育頭数は、決まってはいません。</p> <p>しかし、もし5匹以上飼育をされる場合は、各市町村の許可が必要になります。</p> <p>詳しくは、各市町村へお問い合わせください。</p>
5	奄美大島での飼い猫のマイクロチップ装着率を教えてください。	<p>奄美大島5市町村のマイクロチップ装着率は、2023年3月末時点で69.5%となっています。</p>
6	奄美大島での飼い猫の不妊去勢手術実施率を教えてください。	<p>奄美大島5市町村の不妊去勢手術実施率は、2023年3月末時点で90.1%となっています。</p>
7	飼い猫条例でマイクロチップを義務化していますが、なぜですか。家から出ない猫もしなければならないのですか。	<p>完全に室内で飼っている猫でも、事故や災害時に脱走してしまったり、屋外に出ることがあり、場合によっては、ノラネコやノネコの捕獲機に入り、捕獲されてしまうことがあるかもしれません。</p> <p>そのような場合に、マイクロチップが装着されていることで、飼い主が分かり、家へ帰ることができます。</p> <p>飼い猫が、万が一何かあっても、また飼い主の元へ戻ることができるようにマイクロチップの装着を義務化していますので、ご理解ご協力をお願いします。</p>